

共に耀けるながわまちを目指して

～第2次長和町男女共同参画計画～

(2022年度 ～ 2026年度)



長 和 町

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 5. 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2章 計画の内容

目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり（意識改革・教育）

- 具体的目標（1） 意識啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 具体的目標（2） 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進・・・・・10
- 具体的目標（3） 国際社会の一員としての国際理解と交流の推進・・・・・12

目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり（地域・職場）

- 具体的目標（1） 政策・方針決定の場への参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 具体的目標（2） 地域活動への参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 具体的目標（3） 働きやすい職場環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

目標Ⅲ 安心して暮らせる男女共同参画の地域づくり（健康・福祉）

- 具体的目標（1） 生涯にわたる健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 具体的目標（2） 男女共同参画の視点に立った防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

目標Ⅳ 人権の尊重と暴力のない社会づくり（人権・暴力）

- 具体的目標（1） 生命と人権の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
- 具体的目標（2） あらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第3章 推進体制

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

付属資料

- 第2次長和町男女共同参画計画策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 長和町男女共同参画計画策定委員会要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
- 長和町男女共同参画計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の必要性

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、現在までに男女平等の実現に向けて法律や制度の整備が進められてきました。男女共同参画社会の実現は、21世紀における我が国の社会を方向づける最重要課題です。この課題を解決するため、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調の5つを基本理念とし、国や地方公共団体の責務を定めた「男女共同参画社会基本法（※1）」（以下「基本法」という。）が1999年（平成11年）に制定され、これまで様々な取組がなされています。

長和町（以下「町」という。）においても、基本法第14条第3項に基づく基本計画として2007年度（平成19年度）に「長和町男女共同参画計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を推進してきましたが、第1次計画における主要課題や重点目標を、時代や社会の変化、新しい課題に対応できるよう見直しを図り、施策の指針を示した「第2次長和町男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定し、男女共同参画の実現に向けた施策を推進することといたします。

【用語解説】

（※1） 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年（平成11年）6月23日に公布、施行された法律。

2. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

第4回世界女性会議から20年目を迎えた2015年(平成27年)に、国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人地位向上委員会)がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」等が採択されました。また、同年、国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)(※2)の目指すべきゴールの1つとして「ジェンダー(社会的性別)(※3)平等の実現とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられています。

2019年(平成31年)には、「第5回国際女性会議WAW!」と「W20」(女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体)が日本で開催されました。

(2) 国の動き

女性の職業生活における活躍を一層推進するための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(※4)」(以下「女性活躍推進法」という。)が2019年(令和元年)6月に改正され、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大や、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等について、2019年(令和2年)4月から順次施行されました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(※5)」(以下「DV(※6)防止法」という。)の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が2019年(令和元年)6月に公布され、2018年(平成30年)5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行するなど、男女共同参画に関する法整備がなされました。

(3) 県の動き

本県における女性の活躍を推進し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある地域社会を実現するため、国、県、経済団体、労働団体、職域団体、教育機関等で構成する「長野県女性活躍推進会議」を2016年(平成28年)5月に設置しました。県内企業・団体における女性の採用、配置、育成、登用等についての現状及び課題の整理や、女性の活躍推進及び働き方改革のための共通テーマや推進方法等について協議を行っています。

【用語解説】

(※2) 持続可能な開発目標 (SDGs = Sustainable Development Goals)

「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標のこと。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。

2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。



(※3) ジェンダー (社会的性別)

生物学的な性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念のこと。

(※4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主の各主体の女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律。

(※5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

(※6) DV (ドメスティック・バイオレンス)

明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

3. 計画の位置づけ

- ① 本計画は、基本法第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」及び女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」に位置づけます。
- ② 本計画は、「第 2 次長和町長期総合計画」を上位とした計画であり、国が策定した「男女共同参画基本計画」や本県が策定した「長野県男女共同参画計画」と整合性を図った計画としています。
- ③ 本計画は、町民、事業者、町が相互に連携しながら総合的に男女共同参画社会を推進するための指針となる計画です。

4. 計画の期間

本計画の期間は、2022 年度（令和 4 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間とします。

なお、社会情勢の変化や国、県の行政施策の動向などを踏まえながら、随時計画内容の検討と見直しを行います。

5. 計画の基本的な考え方

（1）基本理念

長野県男女共同参画社会づくり条例第 3 条から第 8 条には、男女共同参画社会づくりのために、県民、事業者、県が共有するべき基本的な考え方として次の 6 項目が明記されており、本計画においても基本理念として位置づけるものとします。

1. 男女の人権の尊重
2. 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
3. 社会における制度又は慣行についての配慮
4. 政策等の立案や方針決定への共同参画
5. 家庭生活における活動と他の活動の両立
6. 国際社会の動向を踏まえた取組

(2) 基本体系

本計画の基本体系は、以下のとおりです。

<目標>	<具体的目標>
I 男女共同参画の意識づくり (意識改革・教育)	<ul style="list-style-type: none">・意識啓発の推進・男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進・国際社会の一員としての国際理解と交流の推進
II 男女共同参画の社会環境づくり (地域・職場)	<ul style="list-style-type: none">・政策・方針決定の場への参画・地域活動への参画・働きやすい職場環境づくり
III 安心して暮らせる男女共同参画の地域づくり (健康・福祉)	<ul style="list-style-type: none">・生涯にわたる健康づくりの推進・男女共同参画の視点に立った防災対策
IV 人権の尊重と暴力のない社会づくり (人権・暴力)	<ul style="list-style-type: none">・生命と人権の尊重・あらゆる暴力の根絶

第2章 計画の内容

目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり（意識改革・教育）

具体的目標（１） 意識啓発の推進

～性別による固定的な役割分担を見直そう～

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、人々の中で形成された固定的な観念や意識を見直し、誰もがお互いの人権を尊重しながら、社会のあらゆる分野における活動に参画できることが必要です。我が国においては、男女平等を進める教育や人権のまちづくりなどの取組により、少しずつ改善してきてはいるものの、人々の意識の中に長い年月をかけて形成されてきた社会制度や慣習・慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識が未だに残っているのが現状です。例えば、家庭での役割分担においては「家事は女性がするもの」との意識が根強くあります。

潜在的な意識の課題に気付き、人権尊重や男女平等の視点に立った行動の基盤となる意識の改革に取り組むことが必要となります。

取組内容

① 男女共同参画についての情報の収集と提供

○男女共同参画の視点に立った人権尊重や男女平等に関する情報を、町民に広く広報周知することに努めます。

（主な担当課：教育課）

町民の皆さんは

- 地域や職場、学校や家庭などの日常生活の中で、お互いに思いやり、認め合いながら責任も分かち合う意識を養いましょう。
- 男女共同参画を推進している町民活動に参画しましょう。

家庭・地域・環境における慣習やしきたりの見直し

○男女の固定的な役割分担意識などの解消に努め、あらゆる場で周知啓発を行うとともに、社会制度・慣行等を見直しがなされるよう意識啓発を図ります。

(主な担当課：教育課、町民福祉課、こども・健康推進課)

町民の皆さんは

- ・家庭でお互いの役割について、無意識に「男だから、女だから」と決めていないか見直しましょう。
- ・地域社会の慣習やしきたりの中に残る、「男のすること、女のすること」といった役割分担を見直しましょう。

事業者、教育関係者の皆さんは

- ・男女共同参画の視点で職場をチェックしてみましょう。

具体的目標（２） 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

～ジェンダー平等な教育を～

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、一人一人がお互いを認め合い、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、社会の形成に参画する必要があります。こうした社会を実現するためには、男女平等は基より、性的少数者（性的マイノリティ）（※7）に対する理解を深めていく必要があります。これらの人権意識を形成するためには、家庭や学校、地域などあらゆる場における教育や学習が重要であるといえます。

住民一人一人が、性別にとらわれない人権尊重の意識を持つためには、あらゆる機会や場を捉えて積極的に教育や学習に取り組むことが必要であり、体制を整えていくことが重要となります。

取組内容

①あらゆる場における男女平等教育の推進

○家庭における教育は、男女平等において出発点となり、子どもの人格形成に対して大きな影響を与えます。性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が共に家事、育児、介護に積極的に参加できるように意識の浸透を図る必要があることから、広報・啓発活動を推進するとともに、研修会や講座などの学習機会の提供に努めます。

（主な担当課：教育課、こども・健康推進課）

○学校における教育は、集団の中で児童・生徒の考え方や行動様式の形成に重要な影響を与えることから、発達段階に応じた男女平等や性に関する教育を推進し、人権尊重や男女相互の理解と協力の必要性について指導を行うとともに、性別にとらわれない男女共同参画意識の育成に努めます。

（主な担当課：教育課）

○地域における教育は、慣習や慣行などの性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることを認識し、男女平等や人権尊重の意識を喚起し改めていくことが必要です。そのため、生涯を通じて自主的に学ぶことができる学習の機会や環境づくりに取り組みます。また、性別や年齢を問わず、団体間の交流の機会を確保するとともに、地域における指導的立場への女性登用を促進し、地域活動での男女共同参画を推進します。

(主な担当課：教育課、町民福祉課)

町民の皆さんは

- 男女共同参画の視点から子育てや介護を見直しましょう。

町民、事業者、教育関係者の皆さんは

- 家庭、地域、職場で「男女共同参画社会」について考えてみましょう。
- 男女共同参画に関する講座や学習会を積極的に活用しましょう。

【用語解説】

(※7) 性的少数者(性的マイノリティ)

体の性別と心の性別が一致しない人や、同じ性別の人を(も)好きになる人(同性愛、両性愛)など、何らかの意味で「性」の在り方が多数派と異なる人のことを指します。

性的少数者には、様々なタイプの人たちがありますが、下記のように英語の頭文字を取って「LGBTQ」とも呼ばれ、性的少数者の方を表す総称のひとつです。

L：女性の同性愛者(レズビアン)

G：男性の同性愛者(ゲイ)

B：両性愛者(バイセクシュアル)

T：生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人(トランスジェンダー)

Q：セクシュアリティが分からない、意図的に決めていない、決まっていない、決めないなどの人(クエスチョニング)

具体的目標（3） 国際社会の一員としての国際理解と交流の推進

～異文化の理解を深め認め合おう～

現状と課題

我が国の男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国連をはじめとする国際的な動きと連動して推進されてきました。国際社会における男女共同参画に関する動向について理解を深めることは、男女共同参画を進めていくうえで重要です。

多くの課題を抱えるグローバル化社会の実情を踏まえ、町の在り方を考える機会を提供するとともに、地元に住む外国人を地域の一員として迎えるための相互理解を深める機会の充実や、生活していくうえでの様々な問題に直面する外国人に対し、身近な相談などの生活支援ができる体制づくりも求められています。

取組内容

①国際社会の動向の把握

○男女共同参画社会の形成に向けた国際社会の様々な取組や、ジェンダー等に関する情報の収集及び提供を行います。

（主な担当課：教育課、総務課）

②国際交流の推進

○外国人との交流や学校の授業における外国語学習等をはじめとした国際理解教育を通じて、世界の文化についての理解を深め、国際社会における男女共同参画への意識の醸成を図ります。

（主な担当課：教育課）

町民、事業者、教育関係者の皆さんは

- ・身近に暮らす外国人と、共に生活し協力し合うという姿勢を持ち、日常生活の中で実践していきましょう。
- ・世界の様々な国の動向や、文化・歴史などについて関心を持ちましょう。
- ・世界の女性や子ども達が抱える様々な問題について関心を持ちましょう。
- ・地域で暮らす外国人との日常的交流を通して、お互いの習慣、文化、社会についての理解を深めましょう。
- ・異文化の相互理解を深める取組をしましょう。

目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり（地域・職場）

具体的目標（１） 政策・方針決定の場への参画

～女性を政策・方針決定の場へ～

現状と課題

町の審議会等における女性の委員登用率は、2021年（令和3年）4月1日現在で11.5%であり、各種委員会（教育委員会や選挙管理委員会など）では、12.5%に留まっています。また、町の役付職員への女性の登用については、課長・課長補佐・係長職の職員の女性比率は15%程度になっています。更に、自治会等の地域を代表する立場には、女性がいなかったということが課題となっています。（表1）

今後も、誰もが意欲や能力を発揮できる環境を整備し、性別を問わず能力の高い人材を登用するとともに、積極的に方針決定過程に女性が参画できるよう取り組む必要があります。

取組内容

①町の審議会等における女性委員の登用の促進

○行政、各種団体及びその他関係機関と連携を図り、ポジティブ・アクション（※8）を導入することで、政策や方針決定過程への女性の登用率向上を目指します。また、住民の町政への参画を促進するため、積極的に審議会等委員を公募します。

（主な担当課：全課）

○あらゆる世代の人が、性別にとらわれることなく町の審議会等に参画し、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思によって意見が反映される仕組みづくりに努めます。

（主な担当課：全課）

【用語解説】

（※8） ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、

- ・営業職に女性はほとんどいない
- ・課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

町民の皆さんは

- 町政に関心を持ちましょう。
- 政策、方針決定の場に積極的に参画し、まちづくりに自分の力を活かしましょう。

②働く場における女性の職域拡大と管理職などへの登用の促進

○企業等で女性の職域拡大と管理職登用についての啓発を行います。

（主な担当課：産業振興課、教育課）

○町職員の採用及び女性の管理職の登用について、町の行動計画に基づいて公平かつ平等な登用を促進します。

（主な担当課：総務課）

○男女の均等な雇用機会及び待遇の確保を図り、女性の貧困問題の解消や社会の多様性と活力を高めるという観点で極めて重要な取組であることから、男性職員の家事、育児参画や、子育てを行う女性職員の活躍推進に努め、女性職員が積極的に管理職になりやすい環境づくりを目指します。

（主な担当課：総務課、産業振興課、教育課）

事業者の皆さんは

- 男女の均等な雇用の機会と待遇の格差について、職場を見直してみましよう。
- 女性の職域を拡大し、責任ある立場において能力が発揮できるよう教育、訓練の機会を設け、管理職への積極的な登用を進めましよう。

(表1) 審議会等における女性の参画状況と計画期間中の目標値

審議会及び委員会等		2021年4月1日現在の値			目標値
		総数 (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	
①	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	156	18	11.5	21.5%程度
②	地方自治法第180条の5に基づく委員会等	24	3	12.5	22.5%程度
③	自治会長	16	0	0.0	10.0%程度
④	議会議員	10	0	0.0	10.0%程度
⑤	町の役付職員 (係長相当職)	22	4	18.2	30.0%以上
⑥	町の役付職員 (課長補佐相当職)	6	1	16.7	20.0%程度
⑦	管理的地位にある職員 (課長職)	10	1	10.0	10.0%以上

参考資料「令和3年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」(2021年4月1日現在)

◆(表1)中の「目標値」の算出について

- ①～④：第5次長野県男女共同参画基本計画において、「目標1：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の中で、県活動指標に提示されている【目標値】と【基準値】との差を基に、町独自の目標値を算出しました。
- ⑤～⑦：「長和町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」において設定された【数値目標】と同じ数値としました。

具体的目標（２） 地域活動への参画

～女性をもっと地域活動の主役へ～

現状と課題

誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていくためには、地域の中での男女共同参画への取組が非常に大切です。

地域を支える自治会や地域団体の活動に参加している女性の数は多く、大切な役割を果たしていますが、活動の主体は女性であっても、方針決定は男性が行う、といった古くからの慣習や社会通念が根強く残っており、方針決定の場への女性の参画はまだまだ少ない状況です。

一般的に、男性は職場（仕事）中心の生活になりがちですが、職場（仕事）中心といった意識の見直しや、退職してからも地域活動に積極的に参画する意識改革が必要となります。

また、女性が地域活動の方針決定の場に積極的に参画できるよう、意識改革を図るような学習機会の情報を提供していく取組も必要です。

取組内容

①地域活動への共同参画

○住みよい地域社会を築くために、地域や職場などにおけるこれまでの慣行を見直し、自治会等の役員への女性登用の拡大を図ることで方針決定過程へあらゆる意見や考え方を反映させるように促進します。

（主な担当課：総務課、教育課、産業振興課）

町民の皆さんは

- 自治会や町民団体などの役員として、共同参画しやすい地域づくりをしましょう。
- 役員への参画を、家庭や地域で応援しましょう。
- 地域の活動に積極的に参画しましょう。

具体的目標（3） 働きやすい職場環境づくり

～みんなが働きやすい職場環境に～

現状と課題

誰もが能力を十分に発揮できる職場をつくるためには、方針を決定する場へ男女ともに参画することが求められています。しかし、まだまだ男性中心の意識が残っており、町の各分野における女性の登用は、あまり進んでいないのが現状です。

男女共同参画社会の実現のためには、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、男女がともに方針決定過程へ参画して様々な意見を反映していくことが必要です。そのためには、女性が方針決定過程へ参画できる環境づくりや機運の醸成が重要です。

また、女性が様々な分野において個性や能力を発揮できるように、能力開発を図る場や学習機会の情報を提供していく取組も必要です。

取組内容

- ①男女の均等な雇用機会の確保と働きやすい職場環境の整備
 - 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの法律・制度の周知を行い、男女が共に働きやすい職場づくりに関する情報提供を行います。
（主な担当課：総務課、産業振興課）
 - 企業における女性の積極的な登用を進めるため、男女の均等な雇用機会の促進を図ります。
（主な担当課：産業振興課）
 - 就労意欲のある女性とそのライフスタイルにあった就業ができるよう、意欲や能力を向上させるための学習機会の情報提供を行います。
（主な担当課：産業振興課）

事業者の皆さんは

- ・経営する事業所において、男女雇用機会均等法と関連情報をチェックしてみましょう。
- ・働きやすい職場環境の整備に努めましょう。

②仕事と家庭の両立支援

○男性の家事や育児、介護等への積極的な参画を促進するため、普及啓発を行います。

（主な担当課：こども・健康推進課、町民福祉課、産業振興課）

○産前・産後休業や育児・介護休業等を取得しやすい環境を整備するため、制度等に関する普及・啓発を行います。

（主な担当課：総務課、こども・健康推進課、町民福祉課、産業振興課）

○多様な働き方に対応できるよう、保育サービスや子育て支援、介護支援サービスの充実を図ります。

（主な担当課：こども・健康推進課、町民福祉課、産業振興課）

町民の皆さんは

- ・男女が共に育児、介護休業制度等を積極的に活用しましょう。
- ・日常生活の中にある慣習やしきたりを見直し、男女が共に家事・育児・介護を担い、仕事や地域活動ができる環境を作りましょう。

事業者の皆さんは

- ・仕事優先の職場環境を見直し、男女が共に育児・介護休業など取得しやすい就業環境を作りましょう。

③農林業や商工業等における男女共同参画の推進

○農林業や商工業等における男女共同参画の推進のため、家内労働法、家族経営協定などの関係法制度の周知・啓発、知識・技術・経営管理能力の習得のための研修会等の情報提供を行います。

（主な担当課：産業振興課）

町民、事業者の皆さんは

- ・共に対等で大切なパートナーとして仕事を見直しましょう。
- ・話し合いにより「家族経営協定」を結び、一人の人間としての生きがいや経済力を確保するようにしましょう。
- ・農業協同組合、商工会などに女性が参画しやすい環境づくりを考えましょう。

目標Ⅲ 安心して暮らせる男女共同参画の地域づくり（健康・福祉）

具体的目標（１） 生涯にわたる健康づくりの推進

～身体的性差を知り、健康維持に努めよう～

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。

また、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

生涯にわたる健康づくりを支援するため、性差に配慮しながら健康に関する意識啓発や各種検診を実施する体制を充実させることが必要です。

取組内容

①生涯を通じた健康づくり

○年齢やライフサイクルに合わせた心身の健康づくりを推進し、生涯を通じた健康を支援します。

（主な担当課：こども・健康推進課、町民福祉課、教育課）

○あらゆる世代が、健康診断、保健指導・相談、性差に応じた的確な医療サービスの提供が受けられるよう、生涯を通じた健康の保持に向け、健康づくりを推進します。

（主な担当課：こども・健康推進課、町民福祉課）

○各種がん検診等の受診啓発活動や健康教室を実施し、ライフステージに応じた健康管理体制の充実を図ります。

（主な担当課：こども・健康推進課、町民福祉課）

○新型コロナウイルスをはじめ新たな感染症対策に関する正しい知識について情報提供や意識啓発を行い、健康管理の意識向上に努めます。

（主な担当課：こども・健康推進課、町民福祉課、総務課）

町民の皆さんは

- 心身ともに健康で過ごすため、各種健康診査を受けるとともに、生涯を通して自己の健康に気を配りましょう。
- 健康教室や学習の場に積極的に参加しましょう。
- 男女の身体的性差を正しく認識し、心と体の健康維持に努めましょう。

事業者の皆さんは

- 健康診査等を定期的 to 実施し、健康づくりの推進に努めましょう。

②母子保健の充実

○妊娠から出産期において、妊娠・出産・育児に関する相談・指導など母子保健施策を充実し、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

(主な担当課：こども・健康推進課)

町民、事業者、職場の皆さんは

- 母性保護の大切さを正しく認識し、家庭や地域、職場で応援できる体制を整えましょう。

具体的目標（２） 男女共同参画の視点に立った防災対策

～みんなの視点で防災対策を～

現状と課題

近年、全国的に大規模な自然災害が多発するとともに、今後、南海トラフ巨大地震の発生が想定されているなかで、住民の防災意識は高まっています。大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすため、多様な方々の視点を取り入れた防災体制の整備が求められています。しかし、東日本大震災や熊本地震での避難所の運営方針等で男女共同参画の視点が十分に反映されておらず、男女のニーズの違いなどが配慮されていないという課題が生じました。

災害が発生した際には、日常社会の課題が際立ちます。そのため、平時から男女共同参画の視点を持った地域防災体制を整備しておくことが強く求められ防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、多様な方々の視点を取り入れた防災体制を整備する必要があります。また、発災時の避難所運営や被災者支援においても、男女共同参画の視点が十分に配慮された運営が必要となります。

取組内容

①男女共同参画の視点に立った防災・減災対策の整備

○災害時に起こる様々な問題を解決できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を図ります。

（主な担当課：全課）

○地域における自主防災組織等の育成などを通じて地域の防災力の向上を図るとともに、それらの活動における男女共同参画を推進します。

（主な担当課：総務課、教育課）

町民の皆さんは

- ・男女共同参画の視点に立って、地域の防災力向上に努めていきましょう。

目標Ⅳ 人権の尊重と暴力のない社会づくり（人権・暴力）

具体的目標（１） 生命と人権の尊重

～多様性と自分らしさを大切に～

現状と課題

男女共同参画社会では、一人一人の人権が尊重され、「自分らしさ」を大切にし、お互いの個性や多様性を認め合いながら、対等な関係を築いていくことが大切です。そのため、人権に対する関心と理解を深め、社会的に保障していくことが必要です。

まず、自らに自信を持ち、自分を大切にすることや、自らの生き方を自らが決定する「自己決定力」を身につけることが大切です。

また、女性は、妊娠や出産という特性が備わっているため、体の変化や健康上の問題に直面することが多いことから、世界女性会議などで「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（※9）」が大きく取り上げられました。

それに対応して、女性が自らの健康のために妊娠や性に関して主体的に決定することが尊重される環境づくりが必要です。また、男女の性に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発として、生命や人権を尊重した観点からの性教育を学校等で実施する必要があります。

更に最近では、インターネット、SNS等、高度情報化が進み、日常生活に与える影響が拡大し、女性や子供、ひとり親家庭、LGBT等の性的マイノリティといった社会的弱者に対し、誹謗中傷などの人権侵害の事例が増加しています。

【用語解説】

（※9） リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

人権と性の視点から自己決定権を尊重する考え方で、女性の体は妊娠や出産のための仕組みが備わっていることにより、生涯を通して様々な女性特有の問題を心身に抱えています。これらすべてにおいて、身体的・精神的・社会的に安心な状態にあることをリプロダクティブ・ヘルスとといいます。性生活や妊娠・出産などでの女性の自己決定権や差別・強制・暴力を受けない社会・経済・政治的保障をリプロダクティブ・ライツとといいます。

具体的には、不妊治療も含め妊娠するか、しないかを調節できる・すべての女性にとって安全な妊娠と出産ができる・すべての新生児が健康な小児期を生きることができる・エイズなどの性感染症から解放されること等を言います。

取組内容

①お互いの生命と人権の尊重

○学校や地域における人権教育や啓発活動を推進します。

（主な担当課：教育課、こども・健康推進課）

○人権や差別に関する相談体制の充実を図ります。

（主な担当課：教育課、こども・健康推進課）

②困難な状況に置かれている者への理解促進と支援

○LGBTや性の多様性等に関する理解促進のための情報発信・意識啓発を推進します。

（主な担当課：教育課）

○ひとり親家庭、ヤングケアラー（※10）等の困難な状況に置かれている者に対する相談、支援の充実を図ります。

（主な担当課：教育課、こども・健康推進課、町民福祉課）

町民の皆さんは

- ・家庭において幼児期より命の大切さと自分らしさ、他の人への思いやりを教えていきましょう。
- ・家庭や地域で起きている人権侵害に対して敏感な目を持ち、いかなる差別や暴力も許さないという意識を持って行動しましょう。
- ・ひとりで悩まないで、相談しましょう。

教育関係者の皆さんは

- ・成長段階に応じて、人権尊重の意識を高めましょう。

【用語解説】

（※10） ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

具体的目標（２） あらゆる暴力の根絶

～あらゆる暴力をなくそう～

現状と課題

お互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員としての関係を築くことは、男女共同参画社会を形成する上で基本となるものであり、現在、その実現に向けて国や地方公共団体をはじめ、社会全体で取り組んでいます。しかし、DVなどの身近な男女間での暴力に加え、児童・高齢者・障がい者に対する虐待等が、深刻な社会問題となっています。

また、地域社会や職場等におけるハラスメント（※11）も深刻な問題となっております。職場におけるハラスメントの対策を講じることは、事業主の義務として法律で定められています。最近では、インターネットやSNSを利用した誹謗中傷や人権侵害が後を絶たない状況です。

このようなあらゆる暴力を未然に防ぐため、意識啓発や教育を行い、暴力を許さない環境にしていく必要があります。特に、女性が被害者となる事例が多いことから、女性に対する暴力を防止するための取組を推進していくことが求められます。また、各種相談先との連携を強化し、暴力の被害者や悩んでいる人が相談しやすい環境整備が必要となります。

取組内容

①あらゆる暴力を許さない環境づくり

○人権侵害にあたるような性表現や暴力表現等は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、これらの表現等を行わないよう、意識啓発や情報提供を行います。

（主な担当課：教育課）

○暴力は犯罪であるという認識を深め、あらゆる暴力の根絶についての意識啓発に努めます。

（主な担当課：教育課）

○インターネット上のコミュニケーションツールを利用した犯罪、誹謗中傷等に巻き込まれない知識と対応を身につけるための情報提供や啓発を行います。また、学校の授業において、必要な知識を身につける教育に取り組んでいきます。

（主な担当課：教育課）

町民の皆さんは

- 子どもや高齢者、女性に対する暴力はもちろん、あらゆる暴力を排除しましょう。
- 児童虐待は子供が成長していくうえで心身に大きな影響を与える許されない行為であるという認識を持ち、子育て中の家庭を地域全体で見守りましょう。
- テレビ、ビデオ、書籍等の内容を点検し、青少年を取り巻く環境の整備に努めましょう。

保護者・教育関係者の皆さんは

- 友達をはじめ、家庭や地域の人に対する心身にかかわる暴力は許されないことを意識付けましょう。

【用語解説】

(※11) ハラスメント

様々な場面での『いやがらせ』、『いじめ』を言います。様々な種類がありますが、共通するのは、相手に対する発言や行動によって、不快な気持ちにさせたり、脅威に感じさせたりすることです。近年、職場における「ハラスメント」が急増し、人事管理上、深刻な問題となっています。行為者の意図や考えにかかわらず、相手が不快な気持ちになれば、ハラスメントに該当すること。

ハラスメントを行っている当事者にその意識はなく、ハラスメントを受けている側も周囲になかなか言いだせない、というケースが多々見られます。

②相談体制の充実及び支援体制の整備

○ハラスメントやDV被害者に対し、早期の支援と適切な対応ができるよう、相談窓口の充実を目指します。

（主な担当課：こども・健康推進課、町民福祉課、教育課）

○緊急にDV被害者等の安全を確保する必要がある場合に適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化して取り組んでいきます。

（主な担当課：こども・健康推進課、町民福祉課、教育課）

○精神的にも不安定な状態になるDV被害者及び子どもへの心理的ケアを推進するため、関係機関と連携し、被害者等の立場に立った支援を行えるよう体制を整備します。

（主な担当課：こども・健康推進課、町民福祉課、教育課）

町民の皆さんは

- ・DVは犯罪であるという認識を持ちましょう。
- ・ひとりで悩まないで相談しましょう。

町民、事業者、教育関係者の皆さんは

- ・ハラスメントは人権侵害であることを認識し、その防止に積極的に努めましょう。

第 3 章 推進体制

1. 推進体制

(1) 長和町男女共同参画推進委員会

地域住民の方や各種団体の方が参加する「長和町男女共同参画推進委員会」において、本計画における取組を総合的に企画推進するとともに、具体的な実施計画を策定してまいります。また活動の実施状況の検証を行ってまいります。

(2) 庁内各課の連携

男女共同参画計画における施策は、広範囲で多岐にわたっており、個々の施策を総合的かつ効果的に進めていくためには、庁内各課において男女共同参画の意識を持って施策に取り組んでいくとともに、緊密な連携と調整が必要です。

そのため、庁内各課及び関係機関との連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

(3) 町と住民・各種団体等との協働と連携

男女共同参画計画における各種施策を、総合的かつ効果的に進めていくためには、地域住民や各種団体等との協働のもと、連携して取り組む必要があります。

そのため、町民の方との懇談会や各種団体との協議等の場を設け、広く意見を聴取するとともに、取組に反映してまいります。

(4) 関係機関との連携強化

男女共同参画社会の実現に向けての取組は、非常に広範囲にわたるため、一つの町の施策だけで効果を上げることはできません。

そのため、国・県・他市町村等関係機関との情報交換・協力・連携に努めてまいります。

付属資料

第2次長和町男女共同参画計画策定経過

年月日	会議	内容
令和3年10月28日(木)	男女共同参画計画策定委員会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> • 委嘱書の交付 • 正副委員長の選出 • 第1次計画の内容確認 • 第2次計画(素案)について内容を説明
令和4年1月6日(木)	男女共同参画計画策定委員会(第2回)	<ul style="list-style-type: none"> • 第2次計画(案)について委員より意見を募集 • パブリックコメントについて委員に説明
令和4年2月 4日(金) ～2月25日(金)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> • 町民からの意見募集
令和4年3月23日(水)	男女共同参画計画策定委員会(第3回)	<ul style="list-style-type: none"> • パブリックコメントの結果について協議 • 第2次計画について委員より承認
令和4年4月27日(水)	男女共同参画計画策定委員会(第4回)	<ul style="list-style-type: none"> • 計画サブタイトル、表紙について協議 • 推進委員のあり方について協議

○長和町男女共同参画計画策定委員会要綱

平成18年1月1日教育委員会告示第6号

改正 令和3年10月27日教育委員会告示第13号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現及び発展に向けて、長和町男女共同参画行政の指針となる男女共同参画計画を策定するため、長和町男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は男女共同参画に関する調査及び研究を行い、長和町男女共同参画計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員10人以内で組織し、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 委員会は必要に応じて部会を置くことができる。

2 部員は町民の中から委員長が委嘱する。

3 部会は計画策定のための調査研究を行い素案づくりをする。

4 部会に部長1人及び副部长1人を置き、部員の互選とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月27日教委告示第13号)

この告示は、公布の日から施行する。

長和町男女共同参画計画策定委員会委員名簿

(任期：令和3年10月28日 ～ 計画完成 まで)

敬称略

No.	役職名	氏名	性別	所属機関・団体名および役職	
1	委員長	龍野 賢一	男	教育委員会	職務代理 (公民館長兼務)
2	副委員長	岩淵 木綿	女	隣保館講座	講師
3	委員	小宮山 正幸	男	社会福祉協議会	会長
4	委員	下村 聡	男	長和町商工会	青年部
5	委員	宮原 可奈子	女	保健福祉総合センター	保健師
6	委員	丸山 敏和	男	人権擁護委員	委員
7	委員	加藤 マユミ	女	人権擁護委員	委員
8	委員	竜川 恵美子	女	社会教育委員	委員
9	委員	宮島 千恵子	女	長門小学校	教頭
10	委員	服部 大輔	男	和田小学校	教頭
		佃 啓光	男		

2022年（令和4年）5月 発行

長和町教育委員会 教育課 人権男女共同参画係
（〒386-0602 小県郡長和町長久保457番地1）